

けんろく通信

弁護士法人
兼六法律事務所
〒920-0932
金沢市小將町3番8号
TEL 076-232-0130
FAX 076-232-0129
URL:<http://kenroku.net/>
平成26年5月 第18号



金沢地方裁判所

目次

組織の未来	2	司法修習生挨拶	4
労働局あっせん委員体験記	2	発声の練習	4
顧問契約のサービス内容が追加されました	3	お花見に行ってきました。	4
法教育の活動	3	兼六法律事務所のアプリができました	4
		編集後記	4

組織の未来



弁護士
小堀 秀行

瀬木比呂志著「絶望の裁判所」がベストセラーになっています。元エリート裁判官による内部告発であり、裁判官に対する組織統制や無気力裁判の増加など衝撃的な内容と受け止められています。しかし、我々弁護士にとっては、それほど驚くことではありません。日常的に感じてきたことだからです。

そもそも組織というものは、窮屈で息苦しいものであり、何でも自由にやりたい放題という組織はあり得ません。組織を考えるときに大切なことは、まず、組織の顧客は誰かということです。そして、顧客は何を求めているのかを把握することです。その上で、その組織は顧客が求めているものを提供できているのかを考えなければなりません。その観点が抜けると、議論は空回りしてしまいます。

当事務所も一つの組織です。当事務所の顧客は、あらゆる人、団体（会社や公共団体など）と定義します（国内に限定しません）。どんな人も制限なく対応するのが原則です。次に、これらの顧客が求めているのは安心と納得であると定義しています。顧客に対して安心を提供できているか、納得を提供できているかを常に自問しなければなりません。また、より安心していただくには、より納得を深めてもらうにはどうすればよいのか、不断の研究・工夫が必要となります。無反省に現状を続けるだけの組織に未来はありません。これからも努力を続けたいと思います。



労働局あっせん委員体験記



弁護士
二木 克明

以前、労働局のあっせん委員を務めていました。これは、労働紛争を解決するため、労働局が提供している制度です。裁判所の調停に似ていますが、無料で利用できます。労働事件に詳しい弁護士などが中に入り、多くのケースが円満解決しました。

ある老人介護施設で、若い男性職員が解雇されたケースを担当しました。夜勤の時、入所者（お婆さん）から、お酒飲みたい、と求められ、同情し、自分で買った日本酒ワンカップを、乾き物のつまみまでつけて提供してしまったのです。ところがその老女は、アルコール中毒であったため家族から施設に、酒類の提供はしないよう強く申し入れされていたのです。それに違反してしまったことで、施設側は当該職員を解雇しました。それに納得できず、その職員はあっせんの申込みをしました。話し合いの結果、2か月分の給料相当額を支払うことで双方が納得し、解決したのです。

中には、100万円以上の要求をしていたケースで、10万円で円満解決したこともありました。隔たりのある事案について、落としどころを見出し、双方納得するところまで持って行けた時の達成感は格別でした。この経験を今後の実務に生かします。



法教育の活動



弁護士
森岡 真一

平成26年2月21日、津幡中学校にて法教育の授業をしてきました。法教育の授業というのは、法的な専門知識を伝えるというよりも、法的な考え方や憲法の理念などについて議論を通して理解してもらおうという試みです。

今回の授業では民主主義と多数決についての授業をしてきました。民主主義というと、多数決をイメージすると思います。確かに、民主主義社会においては最終的には多数決が重要な意義を持ちますが、多数決には危険性があり、どのようなことでも多数決で決めて良い訳ではないということをお話してきました。中学生でも身近に捉えてもらえるように、学校生活上の場面を例に出して話をしました。

例えば、以下のようなことを多数決で決めても良いでしょうか。

- ①合唱コンクールの課題曲を決める
- ②合唱コンクールで歌が苦手な生徒に独唱部分を担当させることを決める
- ③卒業文集に載せるクラスの10大ニュースを決める
- ④T君がMさんに告白してフラれたことを10大ニュースに取り上げる

いかがでしょうか。①と③は多数決で決めて良いが、②と④は多数決でも決めてはならないという結論になると思いますが、それはどうしてでしょうか…というような授業です（ちょっと、考えてみていただければと思います）。

法教育の取り組みは始まったばかりですが、非常に大切なことだと思っており、NHKのニュースでも取り上げてもらいました。

今後も、引き続き法教育の活動に取り組んでいきたいと思っています。



ご案内

顧問契約のサービス内容が追加されました

このたび、顧問契約に新たなサービスが追加されました。顧問先企業の役員・従業員に加え、ご家族についても、法律相談を「初回無料」でご利用いただくことができるというものです。交通事故や相続、近隣トラブルなど、会社と利害の相反しない相談であれば対応可能ですから、困った時にはすぐに相談していただければと思います。相談が早ければ早いほど、迅速にトラブルを解決することが可能です。

顧問先企業の皆様におかれては、従業員に対する福利厚生の一環として案内していただければと思います。

司法修習生挨拶

第67期司法修習生 高橋 宏典

私は、2ヶ月間弁護修習（弁護士になるための研修）として浮田美穂先生の下、当事務所にお世話になりました。私は、弁護士への敷居を下げたいという思いを常日頃から持っておりましたので、相談者の方と気さくに優しく接する先生方を見ていて私の目指すべき弁護士像を再確認できました。

この2ヶ月で感じたことは自分の専門領域を正確に把握することの大切さです。相談には建築や経営、教育、福祉など弁護士が必ずしも専門領域でないものが含まれていることがあります。当事務所の先生方は、その度にいろいろな専門書をあさって勉強をされているところを何度も見かけました。一方、法律問題については正確で迅速な回答をされていました。

弁護士と言っても実際は世の中にあられる知識のなかのほんの一部について専門性を有しているだけであって、他のことは多くの弁護士が知りません。そのことを意識し、謙虚さを忘れず、一方で法律の専門家としては自信をもてるレベルに常にいなければいけません。

この「謙虚さ」と「自信」をうまく両立させることが人からの信頼を得、弁護士への敷居を下げることにつながるのではないかと感じています。私も自分の専門領域をしっかりと認識し、依頼者の方が抱えている問題を一緒に考えられる弁護士になりたいと思います。

立会を許可していただいた相談者の方、先生、事務員の方々に感謝しています。本当にありがとうございました。

発声 の 練習

発声の研修会を行いました。

外部から講師をお招きして、発声の研修会を行いました。声を通していろいろな人とコミュニケーションを取っています。しかし、私が「伝えた」と思っている言葉は、果たして相手にどれだけ「伝わっている」のかと反省しました。

日本語の特徴・発音の仕組みについて学びました。弁護士は法律相談・事務局は電話対応の実践もありました。自分では気がつかない、話し方のくせや改善点がわかり、大変有意義な研修会でした。今後も依頼者の方に安心と納得を届けられるよう、話し方も磨いていきたいと思っています。



桜

お花見に行ってきました。

事務所でお花見に行ってきました。美味しい食事をとりながら、楽しい企画もあり、盛り上がりました。



兼六法律事務所の アプリができました

もちろん無料でダウンロードできますので、「弁護士法人兼六法律事務所」で検索してみてください。



弁護士法人
兼六法律
事務所

編集後記

幼稚園の頃の将来の夢は、「歌のお姉さん」になる事でした。家でもお姉さんになりきって大声で歌っていたので「うるさい～、もう歌わないで～」との苦情が……。近所から苦情が来ないように発声練習したいと思います（笑）

